

# 令和7年度 瀬戸市立幡山西小学校 いじめ防止基本方針

## 1 基本的な考え方

- いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていかなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指していかなければならない。

## 2 組織

いじめ防止等の措置を実効的に行うために、複数の教職員（校長・教頭・教務主任・校務主任・いじめ不登校対策推進委員・生徒指導主任・学年主任・養教・当該担任）により、いじめ・不登校対策委員会を設置する。状況に応じては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(SSWr)、関連機関等の外部者を加える。

## 3 いじめの防止のための基本的対策

### (1) 予防的な取り組み

いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、指導上の留意点について日常的に確認。
- ・ 全校集会や学級活動による啓蒙活動。
- ・ 道徳教育の充実や人権週間の活用。
- ・ 専門的な外部講師による授業。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングの充実。

### (2) 開発的な取り組み

学校における教育活動全体を通じて、児童の社会性、人権意識、自己指導力の涵養を図る。

ア 自己指導力の育成・・・生徒指導の三機能を生かした指導を行う。

- ・ 自己決定の場を与える・・・1日の目標を作る、自分の考えをもつなど。
- ・ 自己存在感を与える・・・自分の意見を発表する、考えを友達と交流するなど。
- ・ 共感的な人間関係を育む・・・互いの意見や考えを認め合い、受容する。

イ 一人ひとりの思いを多面的に捉える児童理解

- ・ 「信頼」・「見守り」・「関わり」を見定めた適切な支援
- ・ 社会性を育てる意図をもった「異年齢の交流活動」の設定

### (3) 早期発見のための取り組み

ア 児童・保護者との信頼関係の構築

- ・ いじめを訴えやすい信頼関係を積極的に築けるように努める。

イ 欠席状況の把握

- ・ 欠席日数・理由留意する。

#### ウ 情報共有の場の設置

- ・ 毎週1回定期的に情報共有の場を設ける。

#### エ 教育相談・アンケートの実施

- ・ 1・2学期に1回ずつ担任と個別の教育相談を行う。
- ・ 客観的な資料（QUアンケート・記名式アンケート、出席番号式アンケート）から児童・学級の実態を把握し適切に対処する

#### オ 職員研修の実施

#### カ 個別のケース会議の実施

- ・ いじめにつながる恐れのある初期の段階において、複数の教職員で会議を設定し、今後の対応を検討する。

### 4 いじめの発生時の対応

#### (1) 直接的にいじめの通報を受けた時の対応

- ・ 行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。加害者・被害者から丁寧な聞き取りを行う。他児童からの情報収集により裏付けを行い可能な限り客観性のある事実確認となるよう留意する。
- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに校内のいじめ・不登校対策委員会を活用し、組織的に対応する。
- ・ 被害者側・加害者側それぞれへの対応・支援については、双方への迅速な対応（配慮・指導）をする。先ずは事実関係を究明し、児童と保護者の不安を取り除くように努める。
- ・ 必要に応じ、スクールカウンセラーやSSWr、外部機関と連携し、被害者・加害者への支援を行う。

・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と相談して対処する。

・ 市教委の指示を受けて学校が調査を行う場合、校内いじめ対策委員会を母体として調査や対応を行う。

・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (2) ネット上のいじめの通報を受けた時の対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。必要に応じ外部機関の協力を求める。
- ・ ネット上のいじめを未然に防ぐため、メールやSNSの適切な利用をはじめとした情報モラル教育を進める。

・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 5 重大事態への対応

- ・ 重大事態（児童の生命・心身・財産に重大な被害）が生じたり、その疑いがあるときは、瀬戸市教育委員会・所轄警察署と連携を図りながら、市教委の指導のもと、適切に対応する。
- ・ 市教委の指示を受けて学校が調査を行う場合、校内いじめ対策委員会を母体として調査や対応を行う。

### 6 その他

- ・ 毎月「いじめ・暴力調査」「不登校調査」を瀬戸市教育委員会に提出する。
- ・ 本校におけるいじめ防止の基本方針について、日頃より積極的に公開する。